

# 明石市立幼稚園教育実習受け入れ要領

明石市教育委員会

## (趣旨)

- 1 この要領は、明石市立幼稚園において行う教育実習の承諾および教育実習の実施に関する基準を示すものである。

## (対象者)

- 2 大学からの申請により、園の教育課程の実施に支障のない範囲において、次の条件を満たす学生を教育実習生として受け入れる。
  - (1) 原則として、明石市立学校園の卒業生であること。
  - (2) 実習期間中は実習に専念できる者であること。
  - (3) 卒業後直ちに教職に就くことを希望する者であること。
  - (4) 授業構想、学習指導案等が立案でき、教員としての基本的な心構えを含め、教育実習の事前指導を十分受けていること。
  - (5) 事業所等に勤務している学生は、その所属長に申し出て、教育実習についての了承を得ていること。
  - (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため実習2週間前から健康観察を行い、健康な状態が確認できること。
  - (7) その他、大学が教育委員会と協議し、内諾を得たものであること。

※ 大学に付属幼稚園がある場合は、附属幼稚園で教育実習を行うことを原則とする。

## (依頼申請)

- 3 教育実習を希望する者は、原則として、出身園の園長に内諾を得なければならない。  
また、大学は、明石市教育委員会に対し、原則として、教育実習期間の申請を実習期間の2か月前までに行うものとする。なお、実習の手続きについては、別に定める「教育実習の手引き」に従って行うものとする。

## (実習生の心得)

- 4 実習生は、以下の点を遵守する。
  - (1) 教育実習に関して、実習生は、実習園の園長の指導と指示に従い、園の教育方針を尊重し、正常な運営が図られるよう協力しなければならない。
  - (2) 教育実習生は、個人情報の取扱に留意するとともに、教育実習中に知りえた秘密を漏らしてはならない。
  - (3) 実習開始2週間前から実習終了時まで、所定の健康観察を行い、健康であることを確認した状態で実習に臨むこと。

## (指導)

- 5 教育実習は、以下の点を遵守して、行うものとする。
  - (1) 大学は、実習中の事故、その他学生の行為について、相当の責任を負うものとする。
  - (2) 実習生は、園内において、園長を通じて園児に接するものであって、個人的に幼児及びその保護者に接することは認めない。

## (承認の取り消し)

- 6 実習を承認した者であっても、園長あるいは教育委員会が不相当と認める事実が判明した学生については、実習を中止させることができる。

## (経費)

- 7 教育実習に関する必要経費は、学生又は当該大学が実費を負担するものとする。

## (教育長、園長への委任)

- 8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長及び園長が定める。

## 附則

この要領は、2020年4月1日より施行する。